

利根川下流河川事務所 建設業担い手の確保・育成貢献工事表彰制度について

1. 目的

利根川下流河川事務所管内の工事に関し、その施工等が優秀であって他の模範とするに足りるものを評価するとともに、建設業の担い手の確保及び育成に関する取組などが優れた工事を選定し、これを表彰することにより、建設業の担い手の確保及び育成に関する取組の裾野を拡大し、より一層増進させることを目的とした制度です。

2. 選定方法

表彰の対象となる建設業担い手の確保・育成貢献工事の選定は、表彰対象年度に完成し、施工が優秀であって建設業の担い手の確保及び育成に関する取組などが優れた工事の中から、利根川下流河川事務所において審査を行い、選定するものとします。

3. 選定方針

- 1) 当該工事の成績が優秀なもの、又はその功績が顕著なもの。
- 2) 当該工事において、受注者から担い手の確保及び育成に関する取組として実施報告のあった取組が総合的に優れたもの。

(取組例)

○建設業界への入職のきっかけづくりとなる取組

- ・学生等に対する現場見学会、インターンシップの実施
- ・建設工事の施工体験、測量機器等の操作体験 等

○建設業の社会的意義・役割や魅力・やりがいを知ってもらうための取組

- ・地域の防災訓練に参加、災害時に地域住民等の支援 等

○建設現場の生産性の向上、労働環境を改善する取組

- ・ICT施工等の取組を広報
- ・工事現場の週休2日(4週8休)の確保
- ・働きやすい環境(更衣室、休憩場所の設置等)の整備 等

○若手・女性技術者の確保・育成のための取組

- ・当該工事現場をフィールドにした若手技術者、女性技術者に対する研修等の実施 等

4. その他

建設業担い手の確保・育成貢献工事表彰の受賞者は、利根川下流河川事務所が総合評価落札方式にて発注する工事において、企業の技術力における項目で加点評価します。